

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第1区分
 【発行日】平成25年11月7日(2013.11.7)

【公表番号】特表2013-505390(P2013-505390A)
 【公表日】平成25年2月14日(2013.2.14)
 【年通号数】公開・登録公報2013-008
 【出願番号】特願2012-529927(P2012-529927)
 【国際特許分類】

F 0 1 N 3/28 (2006.01)

B 0 1 J 33/00 (2006.01)

B 0 1 D 53/86 (2006.01)

【F I】

F 0 1 N 3/28 3 1 1 N

F 0 1 N 3/28 3 1 1 S

B 0 1 J 33/00 Z A B G

B 0 1 D 53/36 C

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月13日(2013.9.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

汚染防止装置のためのマウンティングマットであって、前記マットは、少なくとも第1のシート及び第2のシートであって、それぞれのシートは異なる幅寸法、長さ寸法、又は幅及び長さ寸法の双方を有するシートと、

前記マットの中央領域のみに位置づけられ、前記少なくとも第1及び第2のシートの平面に対して垂直な方向への前記少なくとも第1及び第2のシートの移動が、実質的に前記マットの中央領域に制限されるように、前記少なくとも第1及び第2のシートを実質的に互いに接触させて一緒に保持するように適合された固定手段と、

前記少なくとも第1及び第2のシートを前記マットの対向する縁部領域で一緒に保持するための保持手段であって、前記保持手段は、(i)前記マットの対向する縁部領域で前記少なくとも第1及び第2のシートが互いに対して平行に移動するのが可能である状態で、前記少なくとも第1及び第2のシートを一緒に保持するように、及び/又は(ii)本体に巻き付けられると破断し、それによって、前記マットの対向する縁部領域で前記少なくとも第1及び第2のシートが互いに対して平行に移動するのを可能とするように適合される、保持手段と、を備える、マウンティングマット。

【請求項2】

汚染防止装置のためのマウンティングマットであって、前記マットは、少なくとも第1のシート及び第2のシートであって、それぞれのシートは異なる幅寸法、長さ寸法、又は幅及び長さ寸法の双方を有するシートと、

前記マットの縁部領域に位置づけられ、前記少なくとも第1及び第2のシートの平面に対して垂直な方向への前記少なくとも第1及び第2のシートの移動が、実質的に前記マットの縁部領域に制限されるように、前記少なくとも第1及び第2のシートを実質的に互いに接触させて一緒に保持するように適合された固定手段と、

前記少なくとも第1及び第2のシートを前記マットの対向する縁部領域で一緒に保持す

るための保持手段であって、前記保持手段は、(i)前記マットの対向する縁部領域で前記少なくとも第 1 及び第 2 のシートが互いに対して平行に移動するのが可能である状態で、前記少なくとも第 1 及び第 2 のシートと一緒に保持するように、及び / 又は (i i) 本体に巻き付けられると破断し、それによって、前記マットの対向する縁部領域で前記少なくとも第 1 及び第 2 のシートが互いに対して平行に移動するのを可能とするように適合される、保持手段と、を備える、マウンティングマット。

【請求項 3】

前記シートが、前記マットの対向する縁部領域と、前記マットの対向する縁部領域の間の領域とで一緒に保持されるように、前記マット上に位置付けられる少なくとも 3 つの保持手段を備える、請求項 1 に記載のマウンティングマット。

【請求項 4】

第 1 の種類の保持手段と、第 2 の種類の保持手段とを備える、請求項 1 又は 3 に記載のマウンティングマット。

【請求項 5】

前記保持手段が、ピン、ステーブル、ひも、バンド、糸、接着剤領域、及び可撓性リンケージのうちの一つであり、前記固定手段が、少なくとも 1 つの接着剤区域を含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載のマウンティングマット。

【請求項 6】

前記少なくとも第 1 及び第 2 のシートの一方の少なくとも 1 つの縁部が、前記少なくとも第 1 及び第 2 のシートのもう一方の対応する縁部からオフセットされる、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載のマウンティングマット。

【請求項 7】

(a) 前記第 1 及び第 2 のシートが、無機繊維の不織布シートを含むか、(b) 前記第 1 のシート及び / 又は前記第 2 のシートが膨張材料を含むか、(c) 前記第 1 のシート及び / 又は前記第 2 のシートが非膨張材料を含むか、の少なくとも 1 つである、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載のマウンティングマット。

【請求項 8】

汚染防止装置であって、
ハウジングと、
ハウジング内に配置される汚染防止要素と、
請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載のマウンティングマットと、
を備え、前記マウンティングマットが、前記ハウジングと前記汚染防止要素との間に画定される隙間の中に配置される、汚染防止装置。

【請求項 9】

汚染防止装置の製造方法であって、
請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載のマウンティングマットを提供する工程と、
前記マウンティングマットを汚染防止要素に巻き付ける工程と、
前記マウンティングマット及び前記汚染防止要素をハウジング内に配置する工程と、
を含む製造方法。

【請求項 10】

前記マウンティングマットが、自動搬送手段によって保管場所から加工場所まで移送される、請求項 9 に記載の汚染防止装置の製造方法。